原規規発第 22021612 号 令 和 4 年 2 月 2 5 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄 殿

原子力規制委員会

原子力科学研究所の原子炉施設〔STACY(定常臨界実験装置)施設〕の 一部使用承認について

令和2年12月23日付け令02原機(科臨)021 (令和3年3月3日付け令02原機(科臨)023、令和3年3月26日付け令02原機(科臨)024、令和3年6月3日付け令03原機(科臨)003、令和3年7月30日付け令03原機(科臨)007及び令和3年8月30日付け令03原機(科臨)009をもって一部変更)をもって申請がありました上記の件については、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)第3条の4第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

STACY (定常臨界実験装置) 施設 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備

> ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台 ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台

2. 使用期間

自:本件施行の年月日

至: STACY更新に係る全ての構築物、系統及び機器について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条第3項に定められた使用前確認の終了の日

3. 使用の方法

核燃料物質の貯蔵設備のうち「ウラン酸化物燃料収納架台」、「コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台」及び「ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台」に対して中性子吸収材を設置する改造工事は、適切な燃料取扱い単位(1段又は1基)毎に貯蔵中の核燃料物質を核燃料収納架台から取り出して所定の場所に仮置きした後、中性子吸収材を設置し、仮置きした核燃料物質を核燃料収納架台に戻す作業を全ての核燃料収納架台に対し繰り返し実施するものであり、核燃料物質は、改造工事後も当該施設において引き続き貯蔵されるため、改造工事後においても当該施設を使用する必要がある。このため、一部工事が完了した当該設備は、STACY更新に係る全ての構築物、系統及び機器における使用前確認の終了の日まで使用する。

使用に当たっては、原子力科学研究所原子炉施設保安規定に基づき使用する。